

登録証再交付申請

マンション管理士は、マンション管理士登録証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、「登録証再交付申請書」により指定登録機関（(公財)マンション管理センター）に再交付を申請することができます。申請を受理した場合、当センターは、新しい登録証を交付します。

なお、汚損又は破損を理由とする登録証の再交付は、汚損又は破損した登録証と引換えに行います。

また、亡失を理由に再交付を受けた後に、亡失した登録証を発見した場合は、発見した登録証を速やかに、当センターに返納しなければなりません。

(1) 申請方法

同封の書式を用いて登録証再交付申請書を作成し、必要書類（下記（3）参照）を添えて、封筒の表に「登録証再交付申請書在中」と明記して、当センターへ送付してください。

その際、「特定記録郵便」で送付してください。

送付先 〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋2丁目5-5 岩波書店一ツ橋ビル7階
公益財団法人マンション管理センター 試験研修部

(2) 手数料

2,300円

郵便局備付けの郵便振替払込用紙を用い、下記の口座へ納付してください。

口座番号 00180-3-48156

加入者名 (公財)マンション管理センター登録会計口

※上記手数料は、登録証再交付申請のみを行う場合の手数料です。登録事項変更届出と併せて登録証再交付申請を行う場合、再交付に係る手数料は、変更届出手数料に含まれますので、重複してお振込みいただく必要はありません。

(3) 必要書類

① 登録証再交付申請書

理由（亡失、滅失、汚損、又は破損の別）を記入の上、申請日付及び氏名を記入してください。

② マンション管理士登録証（A4サイズ）

汚損又は破損の場合は添付してください。

◆ 申請は毎月末日で締め切り、翌月下旬に新しい登録証を発送いたします。

登録証再交付申請書

(フリガナ)

氏 名

生 年 月 日 年 月 日生

住 所

登 録 番 号 ()

登録年月日 年 月 日

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第 29 条第 1 項の規定に基づき、下記の理由により再交付を申請します。

【 理 由 】

年 月 日

国土交通大臣指定登録機関
公益財団法人マンション管理センター 理事長 殿

氏名

備考：指定登録機関に再交付を申請する場合には、所定の手続により手数料を納付すること。